

履修上の通則

(1) 修士課程

1. 研究指導を2年以上にわたり合格し、修士論文に合格する。
2. 指導教員が担当する演習科目(M1-1/M1-2)・(M2-1/M2-2)の計8単位を修得する。
3. 学校教育専攻設置講義科目の最低単位数は4～12単位とする。
4. 学校教育専攻以外の専攻に所属する学生の選択科目の最低単位数は、自専攻の「教科教育特論」4単位を含む12単位とする。
5. 共通選択科目の最低単位数は、A群4単位を含む4～8単位とする。
6. 上記1～5とその他の科目と併せて、修了までに32単位以上を修得する。

(2) 博士後期課程

1. 博士の学位を取得しようとする者は、通常3年以上在学し、所要の演習科目について4単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格しなければならない。
2. 演習科目については、指導教員の指定する指導教員が担当する以外の演習科目を4単位修得しなければならない。

(3) 専門職学位課程

① 2年制コース

1. 学生の修得すべき基本科目の最低単位数は18単位とする。
2. 学生の修得すべき分野別選択科目の最低単位数は16単位とする。
3. 学生の修得すべき学校における実習の最低単位数は10単位とする。
4. 上記1～3とその他の科目と併せて、修了までに46単位以上を修得する。

② 1年制コース

1. 学生の修得すべき基本科目の最低単位数は18単位とする。
2. 学生の修得すべき分野別選択科目の最低単位数は16単位とする。
3. 学生の修得すべき学校における実習の最低単位数は10単位とする。
4. 「学校における実習」の科目については、その教職歴を、別途定める基準と手続きにより、単位として認定することができるものとする。
5. 上記1～3とその他の科目と併せて、修了までに46単位以上を修得する。